特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２０１７号

東京都港区港南２丁目４番15号
清算株式会社　株式会社ジークレイ・ソリューションズ
代表清算人　山口　勝彦
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　次の協定を認可する。
第１　通則
1　弁済の場所
協定における弁済は、弁済日の１週間前までに協定債権者が指定する金融機関口座、もしくは、弁済日の１週間前までに協定債権者が金融機関口座を指定しなかった場合には清算株式会社が知り得た当該協定債権者の金融機関口座に振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
2　端数の処理
割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、協定債権額の13.17％の金員を弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

（別紙省略）

東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２３年（再）第１号

岩手県奥州市前沢区古城字千刈田181番地
再生債務者　飯坂建設株式会社
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月３日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年９月７日から平成23年９月21日まで

盛岡地方裁判所第２民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２３年（再）第２８号

群馬県太田市西長岡町1524番地
再生債務者　双葉繊維工業株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　再生計画認可決定確定前の発行済株式の全て（80万株）
2　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日
3　減少する資本金の額　4000万円
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日
5　募集株式の数　600株
6　募集株式の払込金額　１株あたり５万円
7　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定の確定日の翌日から１か月間
8　増加する資本金の額　１株あたり５万円
9　増加する資本準備金の額　１株あたり０円
平成23年７月12日

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第２７号

神奈川県横浜市青葉区新石川２丁目22番地46
再生債務者　橋口　貢一
1　決議に付する再生計画案　平成23年７月５日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成23年８月23日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成23年８月15日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成23年８月９日
平成23年７月12日

東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２２年（再）第３号

神戸市兵庫区本町１丁目３番19号
再生債務者　大豆油糧株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年７月12日

神戸地方裁判所第３民事部

再生手続終結

平成１９年（再）第１号

群馬県館林市大街道１丁目11番２号
再生債務者　株式会社ニットファッションしんどう
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年７月13日　前橋地方裁判所太田支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第１５８号

千葉市美浜区稲毛海岸４丁目４番40号　リバーサイドタウン102号
再生債務者　高橋　義典
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月２日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月16日から平成23年８月30日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再ロ）第７号

千葉県市川市幸２丁目１番２―416号　サニーハウス南行徳Ｂ棟
再生債務者　河室　　誠
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月２日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月16日から平成23年８月30日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再イ）第７８号

兵庫県尼崎市田能３丁目７番38号
再生債務者　三原政一郎
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月２日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月９日から平成23年８月23日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

平成２３年（再イ）第１０２号

さいたま市西区大字西遊馬1813番地１　西遊馬団地４―503
再生債務者　江上　　徹
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月３日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月17日から平成23年８月24日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第７１号

埼玉県入間市宮寺627番地
再生債務者　細谷　　博
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月３日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月17日から平成23年８月24日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第１６７号

千葉市中央区仁戸名町533番地
再生債務者　高澤　新一
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月３日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月17日から平成23年８月31日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係